

<記入例>

農業を経営している人又は自分で農作物を作付けしている人

令和7年中農業関係収支計算書

◆収入の部◆

住所	
氏名	

1. 農作物の販売額等

品目	作付面積	合計 収穫量	販売分 (農業収支内訳書①の欄へ)		家事消費分 (農業収支内訳書②の欄へ)	
			出荷量	販売金額	数量	概算金額
田・畑・果樹	水稻	200 ^a kg	10,800 ^{kg}	5,580,000 ^円	600 ^{kg}	310,000 ^円
	道の駅出荷	30 ^a kg	^{kg}	800,000 ^円	^{kg}	^円
		^a kg	^{kg}	^円	^{kg}	^円
						^円
特殊施設						^円
						^円
						^円
合		計	^{kg}	^円	^{kg}	^円

出荷した数量及び出荷金額を正確に記入してください。
「家事消費分」の欄には、出荷していない分すべてを記入してください。
家事消費分の単価は、出荷単価を使用して計算してください。
家事消費分のみで、出荷していない場合の単価については、
1俵（60kg）あたり31,000円で計算してください。

原則、収穫された農作物は、農業経営主1人で
申告することになっています。

2. 農業に関する雑収入

名	称	金	額
米清算金		150,000	^円
受取共済金			^円
農作業受託料		100,000	^円
営農集団分配金			^円
直接支払交付金			^円
			^円

米や麦の清算金、農業関係の交付金・補てん金など。
農地水活動の謝金は、給与所得での申告になるので、農業収入には計上しないで下さい。

<記入例> ◆支出の部◆

家族に支払った分は、経費として算入することができません。
→専従者控除になります。

小作料を現物で支払っている場合、経費計上できないことがあります。

！
農業に関する固定資産税額を記入してください。税額は「税額通知書」でご確認ください。
※農協の取引明細書では、自宅や宅地の分の租税公課が含まれていることがありますので、明細書に記載されている全額を経費計上できない場合があります。

軽トラックの車検費用なども経費になります。その際、重量税や自賠責保険料等も区分せずに合計して算入してもかまいません。

！
電気代やガソリン代等明確に分けられない場合は、使用割合であん分してください。
また、農協の取引明細書の金額は、生活用の光熱水費まで含んでいることが多いので、明細書に記載されている全額を経費計上できないことがあります。

No.	経 費 の 種 類	金 額	備 考				
1	雇 人 費		農作業を頼んだときの支払額				
2	小 作 料	円	小作料を支払ったときの支払額				
3	減 価 償 却 費	995,209円					
4	租 税 公 課 (農地・農業用建物・ 農業用機械分)	34,000円	固定 資産税	農地 (田・畑)	31,600 円		
				農業用建物 (納屋等)	円		
				合計	31,600 円		
			自 動 車 税 軽自動車税		2,400 円		
			水 利 費		円		
5	種 苗 費	33,000円	作物の種、苗などの購入費				
6	肥 料 費	125,000円	肥料、たい肥の購入費				
7	農 具 費	26,000円	10万円未満の農業用の機械や 道具（カマ・クワ）など				
8	農 薬 衛 生 費	106,500円	農薬、除草剤、無人ヘリの防除代など				
9	諸 材 料 費	105,000円	農業用資材などの購入費				
10	修 繕 費	228,000円	農業用機械・車両・農業用建物の 修繕費				
11	動 力 光 熱 費 (直接農業に使用した もののみが対象)	145,000円		品 目	支払額	使用率	経費分
				ガソリン	160,000	50%	80,000
		動力 (200V)	27,000 円	灯油	60,000	20%	12,000
		重油	円	電気	260,000	10%	26,000
				水道			
軽油	円						
12	作 業 用 衣 料	15,000円	農作業用の作業服、長靴、手袋などの購 入費				
13	共 済 掛 金	55,000円	稲、麦、果樹、農業用機械などの共済掛 金				
14	運 賃 手 数 料	32,000円	市場、農協に出荷した際の運賃、 手数料、検査料等				
15	土 地 改 良 費	20,000円	土地改良賦課金支払額 ただし、10aあたり10,000円が上限				
16	雑 費	30,000円	上記による区分が難しいもの				

■仕分けが難しいものはこちらに記入してください

集計区分	名称(品名・商店名)	金額
□品目 □店名		円
□品目 □店名		円
□品目 □店名		円
□品目 □店名		円
□品目 □店名		円
□品目 □店名		円
支出金額合計		円

<細かく区分できないとき>
左側のように科目ごとに区分できないときは、「品目」か「店名」ごとに仕分けしてください。

■1式単価が10万円以上の農業用機械などの購入(減価償却費)

名称	購入年月	購入金額	購入区分
トラクター	令和6年 3月	5,000,000円	新品・中古
コンバイン	令和6年 8月	7,500,000円	新品・中古
	年 月	円	新品・中古
	年 月	円	新品・中古

■メモ欄

申告当日にご持参ください。
また、事業所得(農業や営業)を申告する人は、事業所得に係る帳簿の記帳、領収書等の保存が必要です。
なお、帳簿は7年間、領収書等は5年間保存してください。
帳簿の記帳がない場合は、雑所得での申告になる場合があります。

トラクター・コンバイン・田植機・スピードスプレーなどの乗用の農業用小型特殊自動車をお持ちの方は、ナンバーの取得が必要です。
町税務課で申請し、ナンバーの交付を受けてください。